

従業員が「コロナ陽性」になったら、まずやること

(保健所から個別に指示がある場合は、その指示に従ってください)

職場でコロナ患者が発生！感染拡大の可能性はある？

感染可能期間

- 患者が**有症状**の場合 症状が出現した日の2日前は 令和 年 月 日以降
 - 患者が**無症状**の場合 検査を受けた日の2日前は 令和 年 月 日以降
- ※ 発症日、検査日を0日とします。
例) 発症日が2月3日の場合、感染可能期間は2月1日以降です。

患者の**最終出勤日**を確認

- 患者の最終出勤日は 令和 年 月 日

感染可能期間に出勤している

いいえ

感染拡大する可能性は低いです

はい

感染可能期間中に患者と接触した職員をリストアップします。

次のような接触は**感染する可能性が特に高い**です。

- 屋内外を問わず、患者と一緒に食事・喫煙をした（患者との間にパーティションがある、1m以上離れていた等の場合は除く）
- マスクで鼻と口が覆われていない状態で、近距離（1メートル以内）で15分以上会話をした
- 換気していない狭い空間に長時間（目安として1時間以上）一緒にいた 等

これ以外にも、患者と接触し感染している可能性がある職員をリストアップします。
保健所から指示があった場合はリストの提出をお願いします。

接触した職員を自主的に自宅待機・外出自粛とします。

患者との**最後接触日から7日間**は、外出を控え、健康観察を行うよう指示してください。

- ※ 最後にあった日を0日とします。
例) 最後に会った日が2月3日の場合、外出自粛等の期間は2月10日までです。

検査を受けて陰性であった場合でも、7日間の外出自粛や健康観察の期間は変わりません。

- 1日2回体温を測り、健康状態を確認する
- 仕事を含めた不要不急の外出を自粛する
- 他の人と接触をしないようにする
- 同居家族との接触も最小限にする
- 症状がある場合は、受診をする前に**必ず電話で、「コロナ患者と接触があった」**ことを伝えて医療機関を受診してください。
 - ① かかりつけ医など、身近な医療機関
 - ② かかりつけ医がない場合は、**受診・相談センター**（平日午前9時～午後5時 0565-34-6586、土日祝日・夜間緊急時 050-3615-6946）へお電話下さい。

よくある質問

Q1 職員が新型コロナウイルス感染症と診断されたら、まず何をすればいいですか？

A1 次の3つをすぐに行ってください。

- 患者に以下のことを確認する
 - ✓発症日（症状が出現した日）
 - ✓検査日
 - ✓診断日
 - ✓診断を受けた医療機関
 - ✓発症2日前からの行動歴と接触者
 - ✓思い当たる感染源（発症14日前まで）
- 感染の可能性がある職員等を確認し、**自宅待機・外出自粛**とする
- 患者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q2 どのような状況だと、感染の可能性は高くなりますか？

A2 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2021年11月29日暫定版)では、「濃厚接触者」として、次のような例が挙げられています。

- ✓患者と同居している者
- ✓長時間の接触（車内や航空機内等を含む）があった者
- ✓適切な感染防護なしに陽性患者を診察、看護、介護していた者
- ✓手で触れることの出来る距離で、マスクを正しく着用せず15分以上の接触があった者

また、以下のような場合も濃厚接触者に該当することが多いため、あらかじめ自宅待機としたほうが安全です。

- ✓患者と座席が近かった
- ✓更衣室等、換気が不十分な環境で患者と同室になった
- ✓患者と一緒に食事をした
- ✓喫煙所で患者と一緒にいた
- ✓マスクをせずに患者と会話をした

Q3 職場での感染拡大を防ぐために、普段からできる対策はありますか？

A3 患者や接触者が多数発生すると業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざるを得なくなってしまう。このような事態を避けるために、日頃から対策することが必要です。以下の注意点を参考にしてください。

- ① マスクは常に着用し、鼻と口の両方を覆う（鼻だしマスク・あごマスクはNG）
- ② 室内の換気を徹底する（窓やドアは常時2方向開放することが望ましい）
- ③ 共用の物品に触れたら、手洗いや手指のアルコール消毒をする
- ④ のどが痛い・何となくだるい・微熱程度の症状であっても、出勤させずに休ませる
- ⑤ テレワークで出勤者を減らし、会議はオンラインで行う
- ⑥ 昼食等は1人で黙々と食べる（食べながらの会話は非常に危険、歯磨きも同じ）
- ⑦ 喫煙所を同時に利用できるのは1人までにする（禁煙もコロナ対策の1つ）
- ⑧ 更衣室や休憩室などは、密にならないよう定員を設ける
- ⑨ 1日1回以上、不特定多数が触れる部分を消毒する

Q4 患者や濃厚接触者となった職員はいつから出勤や外出が可能になりますか？

A4 原則は以下の通りです。保健所から個別に指示された場合は、そちらに従ってください。

- 患者となった場合
 - ✓発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過してから
 - ✓無症状の場合は陽性となった検体の採取日（検査を受けた日）から10日間経過してから
- 濃厚接触者となった場合（検査が陰性、または、検査を受けなかった場合）
 - ✓患者との最後接触日から7日間経過してから